

第二十條第三項中、「特定独立行政法人」を、「又は特定独立行政法人」に改め、又は国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二條第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項において同じ。）を行う国の経営する企業を削り、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二條第四号を、「特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二條第二号」に改め、若しくは国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員を削る。

（調整規定）

第五十六條 国家公務員の労働関係に関する法律の施行の日が施行日から起算して六十日を経過する日以前である場合には、附則第六條第二項中、「第四号」とあるのは「第五号」と、同項第一号中「国家公務員法第八條の三第一項の規定により登録」とあるのは「国家公務員の労働関係に関する法律第五條第一項の規定により登録」と、人事院」とあるのは「中央労働委員会」と、同項第二号中「国家公務員法第八條の三第二項の規定により登録」とあるのは「国家公務員の労働関係に関する法律第五條第一項の規定により登録」と、人事院」とあるのは「中央労働委員会」と、登録又は認定」とあるのは「これらの認定」と、同条第三項中「国家公務員法第八條の三第二項ただし書」とあるのは「国家公務員の労働関係に関する法律第四條第一項ただし書」と、同条第四項中「国家公務員法第八條の三第五項の規定による登録する旨の通知を受けた」とあるのは「国家公務員の労働関係に関する法律第五條第六項の規定による認定したときの告示があった」と、人事院」とあるのは「中央労働委員会」とする。

第五十七條 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條のうち、労働関係調整法第八條の二第四項の改正規定中、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を、「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」を、「特定独立行政法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を、「特定独立行政法人担当労働者委員」に改め、同法第八條の三の改正規定中、「特定独立行政法人等担当使用者委員」を、「特定独立行政法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を、「特定独立行政法人担当労働者委員」に改める。

第三十一條 削除

第五十條のうち育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一條の改正規定中、「から第八項まで、第十一項から第十三項まで及び第十六項から第十九項まで」を、「第七項、第十項、第十一項、第十四項及び第十五項」に改める。

第七十條のうち郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第七條第五項の改正規定中、「第二十三條の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を、「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「新特労法」を、「特労法」に、「第二條第四号」を、「第二條第二号」に、「新法第四十一條第二項」を、「国家公務員倫理法第四十一條第二項」に改める。

（調整規定）

第五十八條 施行日が国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日である場合には、同法第五十九條のうち厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十五條第二項の改正規定中、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」とあるのは、「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」とする。

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の改正）
第五十九條 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の一部改正（第十七号）の一部を次のように改正する。
附則第十七條第一項中（同項において、「新交付金法」という。）を削り、同条第二項中、「新交付金法附則第十五項」を、「国有資産等所在市町村交付金法附則第十四項」に改める。
（厚生労働省設置法の一部改正）
第六十條 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。
第二十五條第二項中、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を、「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）
第六十一條 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第三十三條第二項第一号中「こと」の下に、「（国有林野と一体として国有林野の整備及び保全を行うことを含む。）」を加える。

著作権法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第四十三号

著作権法の一部を改正する法律

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号中、「行なう」を、「行う」に改め、同項第五号中、「もつぱら」を、「専ら」に改め、同項第九号中、「行なう」を、「行う」に改め、同項第二十号中、「この号」の下に、「第三十條第一項第二号及び第二百十條の二第一号」を加え、「これに」を、「これに」に、「又は放送」を、「若しくは放送」に、「又は送信する方式」を、「若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式」に改める。

第十八條第三項第一号中、「こと」の下に、「（当該著作物に係る歴史公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十二年法律第六十六号）以下「公文書管理法」という。）第二條第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）が行政機関の長から公文書管理法第八條第一項の規定により国立公文書館等（公文書管理法第二條第三項に規定する国立公文書館等をいう。以下同じ。）に移管された場合（公文書管理法第十六條第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）」を加える。

内閣総理大臣 野田 佳彦
 総務大臣 川端 達夫
 財務大臣 安住 淳
 厚生労働大臣 小宮山洋子
 農林水産大臣 郡司 彰
 国土交通大臣 羽田雄一郎

あつては、公文書管理法第十六條第一項の規定により国立公文書館等の長（公文書管理法第十五條第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下同じ。）が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。）を加え、同項第二号中「こと」の下に（当該著作物に係る歴史公文書等が当該独立行政法人等から公文書管理法第十一條第四項の規定により国立公文書館等に移管された場合（公文書管理法第十六條第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）にあつては、公文書管理法第十六條第一項の規定により国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。）を加え、同項第三号中「こと」の下に（当該著作物に係る歴史公文書等が当該地方公共団体又は地方独立行政法人から公文書管理法（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）に基づき地方公文書館等（歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理法が定める施設をいう。以下同じ。）に移管された場合（公文書管理法の規定（公文書管理法第十六條第一項の規定に相当する規定に限る。以下この条において同じ。）による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）にあつては、公文書管理法の規定により地方公文書館等の長（地方公文書館等が地方公共団体の施設である場合にあつてはその属する地方公共団体の長をいい、地方公文書館等が地方独立行政法人の施設である場合にあつてはその施設を設置した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。）を加え、同項に次の二号を加える。